

掛川市告示第 107 号

掛川市指定特定相談支援事業者等の指定等に関する規則（平成 24 年掛川市規則第 3 号）第 3 条の規定に基づき、指定特定相談支援事業者を次のとおり指定する。

令和 2 年 9 月 1 日

掛川市長 松 井 三 郎

1 申請者の住所、名称及び代表者名

静岡市葵区三番町 15 番地の 1

株式会社 ロト

高木 拓人

2 指定特定相談支援事業所の住所、名称及び管理者名

掛川市大池 2931-1

相談支援事業所 ロト

河上 高史

3 指定期間

令和 2 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日